

平成29年度第1回青森県子ども・子育て支援推進会議

日 時 平成29年7月18日(火)

10:00~12:00

場 所 青森国際ホテル 3階 孔雀の間

1 オリエンテーション

(司会)

ただ今から「平成29年度第1回青森県子ども・子育て支援推進会議」を開催いたします。

私は、本日の司会進行を務めます、こどもみらい課 課長代理の最上と申します。よろしくお願いたします。

それでは、開会にあたりまして、知事より御挨拶を申し上げます。

2 挨拶

(青山副知事)

皆さん、おはようございます。

私は、副知事の青山と申します。どうぞよろしくお願いたします。

本日、三村知事、公務が重なり出席が叶いませんでした。知事から、開会にあたりましての挨拶を預かって参りましたので、代読させていただきます。

本日は、御多忙のところ御出席くださり誠にありがとうございます。

また、日頃から子ども・子育て支援の推進に御理解と御協力を賜り深く感謝申し上げます。

さて、先般公表されました「平成28年人口動態統計」において、本県の合計特殊出生率は1.48と前年の1.43から増加し、近年、上向き傾向にあるなど、良い変化が見え始めているものの、女性の人口や婚姻数は年々減少しており、少子化の更なる進行が懸念される所です。

そうした中、国においては、人口減少や東京一極集中に伴う地域経済縮小という課題に対し、「まち・ひと・しごと創生 基本方針2017」において、若い世代の結婚、出産、子育ての希望を叶えるための施策として、地域の実情に即した働き方改革に係る取組を関係府省庁が一体となって推進していくこととしております。

県としては、「青森県基本計画 未来を変える挑戦」及び「まち・ひと・しごと創生 青森県総合戦略」に基づき、地域における仕事づくりと雇用の場づくり、若者・女性などの県内定着や県外からの還流促進、子どもを産み・育てやすい環境づくり、仕事と結婚、出産、子育ての両立支援など、社会減、自然減対策を総合的に進めている所です。

そして、青森県の未来を担う財(たから)である子どもたちがこの青森で生まれ、希望を持って成長し、その希望をふるさと青森の地で実現できるよう、関係機関、市町村、そして県民の皆様と一体となって人口減少の克服という大きな課題の解決に向けて一歩、一歩、着実に取組を進めて参ります。

本日は、青森県次世代育成支援行動計画「のびのびあおもり子育てプラン」の取組状況や子ども・子育て支援事業支援計画の中間見直しについて御報告申し上げ、県が取り組むべき子ども・子育て支援施策について御審議いただくほか、今年度創設いたしました「あおもり働き方改革推進企業認証制度」について御説明させていただきます。

結びに、委員の皆様には、それぞれの専門的な見地から忌憚のない御意見を賜りますよう、

よろしくお願い申し上げます、開会に当たりましての御挨拶とさせていただきます。

平成29年7月18日

青森県知事 三村申吾

代読

本日はよろしくお願いいたします。

3 会議成立報告

(司会)

次に会議の公開についてお願いを申し上げます。

この会議は、公開を原則としております。

また、議事録につきましては、皆様の発言内容を要約して県のホームページに掲載することとしております。

あらかじめ御了解いただきたいと思っております。

本日は、委員20名のうち17名の御出席をいただいておりますので、この会議が有効に成立していることを御確認させていただきます。

4 委員紹介

(司会)

ここで議事に先立ちまして委員の異動がございましたので御紹介をさせていただきますと思っております。

大変恐縮ではございますが、お名前を呼ばれましたら、その場で御起立くださいますようお願いを申し上げます。

青森県議会環境厚生委員会委員長 櫛引ユキ子委員です。

青少年育成青森県民会議会長 橋本都委員です。

公募委員の對馬佳穂委員です。

なお、本日、小笠原尚子委員、村上壽治委員、また急きょ秋元信行委員につきましては、都合により欠席となっております。

続きまして、事務局職員を紹介いたします。

菊地健康福祉部長です。

伊藤こどもみらい課長です。

尾形子育て支援グループマネージャーです。

後村児童施設支援グループマネージャーです。

深堀家庭支援グループマネージャーです。

ここで、大変恐縮ではございますが、副知事は公務のため退席させていただきますので御了承いただきたいと思っております。

(青山副知事)

皆様、お世話になります。よろしくお願いいたします。

(司会)

ここから先は議事に入りますので、議長であります佐藤会長に務めていただきます。
佐藤会長、よろしくお願いいたします。

5 議事

(佐藤会長)

それでは、どうぞよろしくお願いいたします。

議事に入る前に本日の議事録署名者を指名させていただきます。

後藤委員と櫻庭委員にお願いしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

次に早速、今、議事録署名者を指名させていただきましたけれども、更に青森県附属機関に関する条例第4条第5項の規定によりまして、会長に事故ある時等のために、あらかじめその職務を代理する委員を会長が指名することになってございます。

委員の異動がございましたので、私から改めて会長の職務代理者を指名させていただきますが、後藤辰也委員にお願いしたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

後藤委員、よろしくお願いいたします。

それでは、早速、次第に従いまして議事に入ります。

まず、報告事項1の「あおり働き方改革推進会議認証制度」について、事務局からご説明願います。

(事務局)

子育て支援グループの尾形と申します。よろしくお願いいたします。

資料の1番を使って説明いたします。座って説明させていただきます。

(佐藤会長)

どうぞ。

(事務局)

まず、表紙を開いて1ページをご覧ください。

前回、2月の会議におきましては、青森県仕事と結婚から子育て希望の実現ワーキングチームの検討状況を報告しまして、検討状況を踏まえた認証制度の創設について方向性ということでご説明いたしました。

今年度、4月からこの認証制度につきましては、運用を開始しておりますので、改めて制

度の概要などについてご報告させていただきたいと思います。

2ページをお開きください。

制度の概要をご説明いたします。

左上の目的と書かれたところになりますが、この認証制度の目的は、企業における若者の雇用安定、女性の継続就業、活躍の推進、男性の家庭参画やワーク・ライフ・バランスの推進など、働き方改革に取り組む企業を県が認証して支援することで、労働者の方々の結婚から子育ての希望の実現を目指すものでございます。

下の方に参りまして、位置付けというところがあるかと思えます。

位置付けにつきましては、平成28年度まで実施していました「あおりワーク・ライフ・バランス推進企業」「あおり女性の活躍応援宣言企業」と統合しまして、平成28年度から実施しています「企業子宝率調査」と連携を図りながら、県の働き方改革に係る一体的な認証制度としたものです。

国の認定制度であります子育て応援企業の「くるみん」などと整合性をとりながら進めているところでございます。

右の大きな枠の方に参りまして、認証の流れは2段階となっています。

まず、四角の黒ポツの左側の宣言企業の登録と書かれてありますけれども、まず、次世代育成支援対策推進法に基づきます、一般事業主の行動計画を策定して取組を明確にする企業を、申請に基づきまして、あおり働き方改革宣言企業として登録します。

そして、宣言企業には、宣言から認証取得のところの黒ポツのところにありますけれども、まず、①として、若者の経済的安定。②として、女性の活躍、それから継続就業。③として、男性の家庭参画。④としてワーク・ライフ・バランスの4つの項目に取り組んでいただきまして、その実績が認められるといった企業を「あおり働き方改革推進企業」として認証いたします。

認証基準の評価につきましては、参考資料1に記載してありますので、後ほどご覧になっていただきたいと思えます。

また、認証企業に対しますインセンティブにつきましては、一番下のインセンティブを付与というところに書きましたけれども、関係機関や庁内の部局間の連携を図りながら用意したところです。

青森労働局さんと連携しまして、求人票に認証企業である旨を表示できることとしました。

また、県内の金融機関、みちのく銀行さん、青森銀行さん、それから日本政策金融公庫さんの低利の融資の活用もできます。

庁内の連携としましては、社会保険労務士の派遣による相談、県の特別保証融資制度でございまして「未来を変える挑戦資金」の利用、県の建設工事、物品、役務の競争入札の参加資格の審査の時に加点の付与というものもございまして、県が主催します企業就職の説明会への優先的な参加のほか、働きやすい環境づくりに要しました経費につき、一部を補助すると

ということによって企業の取組を推進していくというものでございます。

3ページをお開きください。

写真を掲載してありますが、企業の取組状況などです。本年6月末で「あおもり働き方改革宣言企業」として登録しています企業数は16社。「あおもり働き方改革推進企業」として認証を受けた企業数は9社というふうになっております。

平成29年度で100社の認証を目指しているところです。

なお、認証を受けた企業の取り組みについては、参考資料1に記載しておりますので、後ほどご覧になっていただければと思います。

なお、7月13日に推進企業については、新たに2社を認証しましたので、今は11社となっているところでございます。

大きく飛びまして10ページ、最後のページをご覧になっていただきたいのですが。

本認証制度の推進の体制をポンチ絵にして表わしてみました。

本認証制度の推進体制につきましては、青森労働局さん、それから労働団体さん、県の社会保険労務士会、商工団体さん、それから建設業の団体さん、あるいは金融機関などと連携しながら制度の周知、広報を実施していきたいと考えています。

また、今後は高校あるいは大学などとも連携を図りながら、本認証企業の人材確保に向けた取組を推進していくというところも検討しているところでございます。

私からは以上です。

(佐藤会長)

どうもありがとうございました。

ただ今、ご説明がございましたけども、ご説明につきましてご質問、あるいはご意見でも構いません。何かございましたらどうぞ気軽にご発言願いたいと思います。

ご感想でも構いませんが。

特に、よろしいでしょうか。

それでは、報告事項の2に移りたいと思います。

幼保連携型認定こども園部会における審議状況につきまして、事務局からご説明願いたいと思います。

(事務局)

それでは、お手元の資料2をご覧ください。

幼保連携型認定こども園部会の昨年度の審議状況についてご報告いたします。

この認定こども園部会ですが、幼保連携型認定こども園の設置、または廃止等の認可などについて調査・審議を行う審議会としまして、本推進会議の部会として設置しているものでございます。

部会の委員につきましては、本推進会議の委員の中から指名された7名で構成されてい

ます。

平成28年度の開催状況についてですが、平成29年3月16日に1回開催しております。幼保連携型認定こども園の設置認可申請15件についてご審議いただきまして、全て適当であると認められたところでございます。

次のページに今回認可されました15か所の一覧を掲載しておりますので、参考までにご確認ください。

なお、中核市であります青森市、八戸市につきましては、それぞれの市において認可を行っております。

1ページ目にお戻りいただきまして、その下の方に参考としまして、青森県の教育・保育施設数の推移を載せております。

本県では、平成27年4月から子ども・子育て支援新制度がスタートして以降、保育所や幼稚園からの認定こども園への移行が進んでおりまして、平成29年4月1日現在では、保育所が、青い部分ですけれども263か所。保育所型認定こども園、オレンジのところですね、30か所。幼保連携型認定こども園、緑のところすけれども180か所。幼稚園型認定こども園、紫の部分27か所となっております。

説明は以上となります。

(佐藤会長)

どうもありがとうございました。

ただ今の報告事項2につきまして、同様にご質問、ご意見、ご感想等ございましたら、どうぞお願いいたします。

特によろしいでしょうか。何かございますか。

長尾委員、お願いいたします。

(長尾委員)

現在、この数字で分かるんですけど、移行していない保育園というのはどれぐらいあるのか、ということをお聞きしたいと思います。

連携型の方に、例えば、幼稚園型の連携、あるいは保育所型の連携、認定こども園というのもあるかと思いますが、その辺の比率等が分かりましたら教えていただければと思います。

(佐藤会長)

事務局、お願いいたします。

(事務局)

資料2の下のグラフをご覧いただきたいと思いますが、子ども・子育て支援新制度に

なる以前の平成26年度につきましては、保育所が468か所ございました。このうち、平成27年度からの新制度になった以降、保育所や幼稚園から認定こども園に移行する施設がどんどん増えてきておりまして、まだ、認定こども園に移行していない保育所がこの青の部分、平成29年度であれば263か所。

それから、認定こども園に移行した施設が、この赤の部分と緑の部分と紫の部分、それぞれ合計でいきますと、27か所、180か所、30か所ということで、この青じゃない部分が認定こども園に移行した施設、そして青の部分が認定こども園に移行していない保育所ということになります。

(長尾委員)

すみません、ちょっと勘違いをしました。
見れば分かるんですね。申し訳ありませんでした。

(佐藤会長)

いえいえ、そんなこと、ないと思います。
どうもありがとうございました。
その他、橋本委員。

(橋本委員)

先ほどの説明で中核市はそれぞれで行うということでもございましたけども、大きい人口のところですので、割合的には、どのような割合に全体の数でいうと、どのくらいになっているのか教えていただければありがたいのですが。

(事務局)

平成29年度4月1日時点でいきますと、全体で棒グラフにございますとおり、約500か所、県内に施設がございますけども、このうち青森市が100施設、八戸市が77施設という割合になっております。

(橋本委員)

ありがとうございます。

(佐藤会長)

その他、先ほどの報告1に戻られても構いませんが、よろしいでしょうか。

櫛引委員。

(櫛引委員)

今の保育施設等の推移のところ、地域型保育事業というのが上の4か所とあるんです

が、この違いはどういったものなのか、ちょっと分からないのでお知らせしていただければありがたいです。

(佐藤会長)

どうぞ。

(事務局)

すみません、ちょっと説明が漏れてしまいました。

この地域型保育事業といいますのは、平成27年度の新制度施行以降に新たにできた事業でございます。4種類ございます。

具体的に言いますと、小規模保育事業、家庭的保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業ということで、通常の保育所や認定こども園よりも規模が小さく、例えば、小規模保育事業であれば、20人未満の施設になります。県内では、小規模保育事業が3か所と事業所内保育事業が1か所の4か所設置されているという状況になっております。

(櫛引委員)

ありがとうございます。

その地域型保育事業のいろんな監査面とか、そういう面は、普通の他の園とも同じような対処の仕方になるのでしょうか。

(事務局)

この地域型保育事業につきましては、設置する市町村が認可の権限を持っております。その認可の権限を持っている市町村が指導・監査に入ることになっております。通常の保育所と同じように指導・監査に入ることになります。

(櫛引委員)

ありがとうございました。

(佐藤会長)

どうもありがとうございます。

その他。

渡邊委員、いいですか。

(渡邊委員)

県の保育連合会の渡邊と申します。

この資料2のグラフについてなんですけど、教育・保育施設数の推移の中で、幼稚園が書か

れていないのは、どういう理由なのかなと思って。今日は、幼稚園の代表の方は欠席ということなんですが。

保育園の場合は、約4割、認可保育所から認定こども園の方に4割移行したのですが、幼稚園の方が、移行がなかなか進んでいないというように聞いておりますので、幼稚園の今の数とできれば変化、移行が進んでいない理由がもしお分かりでしたら教えていただければと思います。

(事務局)

幼稚園につきましては、幼稚園のままで新制度に移行する施設と、新制度に移行しないで従来の幼稚園の制度で実施している幼稚園というのが2種類ございます。

この新制度に移行している幼稚園というのが、約60か所ございます。移行していない従来の幼稚園の制度のままで実施しているところが約20か所あります。

新制度に移行しない理由といたしますか、幼稚園側の経営者側の判断になるかと思うんですが、従来の幼稚園の体裁というか、格好で施設の理念として進めていきたいというところもございますし、あるいは、定員が少なくなって保育を受けるお子さん方も受け入れたような形で、新たな形で進めていきたいというところもございますし、あくまでも経営者側の理念といたしますか、判断でそういった形になっていると考えております。

(渡邊委員)

認定こども園に移行していないところ、その理由もちょっとお分かりでしたら教えていただければと思います。

新制度で大半が移行したんですけど。国は、できれば将来的には認定こども園、特に幼保連携型へ収れんさせたいというふうな意図が当初はあったんですけど。なかなか幼稚園の方がのってこない。すなわち、幼稚園で空いている部屋があるにも係わらず、3歳未満児の受入れに、やはりまだ抵抗を示しているというふうなこともあるので、その辺、何か理由とか、県の方で把握されていましてら教えていただければと思います。

(事務局)

認定こども園に移行するためには、3歳未満のお子さん、保育が必要とするお子さんを受け入れるための保育士の確保というものがまず必要になります。

それから、設備的な面でいきますと、赤ちゃんを預かるためのほふく室の整備ですとか、調理室の整備が必須になります。

そういったところの設備の面と人材の確保の面で二の足を踏んでいるところもあるかと思えますし、先ほど言ったとおり、教育理念というか、そういった経営方針で移行しないというところもあるかと考えております。

(渡邊委員)

分かりました。どうもありがとうございました。

(佐藤会長)

どうもありがとうございます。

はい、長尾委員。

(長尾委員)

最初に聞いたところに、また戻るんですが。

認定こども園に移行していない施設が半分以上、263か所あるということですが、移行することが望ましいという国の方針ではきていると思うんですが。移行しない理由として、前、お聞きしたことがあるんですが、いわゆる教員の免許を持った保育士だけでは移行できない。教員の免許を持った方が入っていないと、認定こども園の方に移行できないということもあろうかと思います。今回、まだ半分までしかいっていない、3分の1弱ですよ。移行していないということの大きな理由というのは、どういうところが考えられますか。

(佐藤会長)

事務局、いかがでしょうか。

(事務局)

人材の確保の面ということもあるかと思います。認定こども園に移行するためには、基本的に職員は、保育士と幼稚園教諭の両方の免許が必要になります。

ただ、新制度移行5年間は経過措置ということで、どちらか片方の免許を持っていれば、その職員として従事することは可能となっております。

そういった面で人材の確保が直接的に認定こども園への移行が進まない要因ということではないのかなど。あくまでも、その地域の事情とか、そういったことの判断で経営者側の方で移行するかどうかというところを考えていらっしゃるのかなど思っております。

(佐藤会長)

よろしいでしょうか。

(長尾委員)

これは、あくまでも経営者の方の判断ということで、今回も15施設ほど認定されていますよね。今後また認定される保育所の数は増えてはいくのではないかなどは思いますけど。経営者によっては、移行しなくてもよろしいという判断をしいということなんですか。

(事務局)

認定子ども園につきましては、保護者が働いているか、働いていないかに関わらず利用できる施設ということで、県としても、この「のびのびあおもり子育てプラン」の中で認定子ども園に移行を進めていくということで謳っておりますが、認定子ども園に移行するかどうかの判断につきましては、そういった地域の事情もございますし、施設の方の判断でなされるものと考えております。

(佐藤会長)

よろしいでしょうか。

その他、よろしいでしょうか。

それでは、審議事項の方に移りたいと思います。

審議事項の1でございますが、のびのびあおもり子育てプラン前期計画、平成28年度報告書(案)につきまして、事務局からご説明を願います。

(事務局)

平成28年度の報告書(案)でございます。資料3-1を使ってご説明をさせていただきたいと思います。

表紙を開きまして1ページをご覧ください。

まずは、進行管理についてでございます。

左側に黒ポツが付された文章があると思うのですが、まず、県では、子ども・子育て支援に関しまして、総合的に施策の推進を図るため、のびのびあおもり子育てプランを策定しており、プランの着実な推進を図るため、プランに6つの施策の基本方針を掲げまして、関連する個別事業の実施状況、それから施策の達成状況を毎年度把握、点検評価しまして、次年度以降の施策に反映させると。効果的、効率的に事業実施に繋げるようにPDCAサイクル、これによって進行を管理しているところでございます。

進行管理につきましては、知事を本部長にしました、青森県子ども・子育て支援推進本部によりまして、部局横断的に各年度において実施状況を把握・点検するとともに、青森県子ども・子育て支援推進会議、この会議ですけれども、この会議と連携しながら今後の取組の方向性を検討するというようにしております。

結果につきましては、毎年1回、年度報告書ということでホームページに掲載して公表ということにしておりまして、県民の方々の意見を聴取しながら、プランの見直しに反映することにしております。

飛びまして3ページをご覧ください。

3ページには、施策の体系について書かせていただきました。

基本目標は、「あたたかい家庭、ふれあいのある地域の中で、子どもが心豊かに健やかに育つ青森県」としております。

基本目標のもとに1から6番までの6つの施策の基本方針を掲げております。

以降のページで基本方針ごとの事業の実施状況などを説明していきたいと思っております。

1枚開きまして4ページをお開きください。

施策の基本方針の1「結婚の望みをかなえるために」です。

まず、施策の目標は赤文字で書かれていますけども、結婚を社会全体で支援する取組の推進と結婚、妊娠、出産、子育ての切れ目のない支援の推進ということになっております。

平成28年度におきましては、左側に書かれていますけども、あおもり出会い協働プロジェクト事業、20代を変える「生き方ナビ」事業、仕事と結婚から子育て希望の実現ワーキングチームの開催、この3つの取組を実施しました。

右側に参りまして、施策の目標指標のご説明をいたします。

合計特殊出生率の28年実績のセルが黄色く塗りつぶされているのが分かるかと思うのですが、この黄色く塗りつぶされたセルというのは、目標値が達成されているということを示して、表しています。

その反対に婚姻率とか平均初婚年齢といった数値については、まだ改善傾向にはないという状況だということが分かるかと思っております。

課題に参りますと、この基本方針の課題については、企業間婚活の認知度の向上が必要。それから、市町村における広域連携が必要。大学との連携によるライフプランの早期の形成が重要。若者の経済的安定等働き方改革に取り組む企業を評価・支援する仕組みが必要であるということで、課題を挙げておきまして、今後の取組の方向性として、企業間婚活の取組の促進及び市町村における結婚支援の取組の強化、それから、市町村間の連携など、広域連携に向けた取組を支援していく。働き方改革に取り組む企業を認証・支援していくということの方向性で整理しているところでございます。

5ページをお開きください。

基本方針の2「安心して子どもを産むために」です。

施策の目標は、母性及び子どもの健康の確保・増進としております。

平成28年度においては、周産期医療システム運営事業、小児慢性特定疾患対策など、26の取組を実施しています。

右に参りまして、施策の目標指標のところでは。

表の中に、小さくて見えづらいかもしれませんが、顔がスマイルしている、ニコちゃんマークみたいなのが見えるかと思うのですが、このデータにつきましては、目標達成まではいかないんですけども、データが改善方向にあるということを示しているところであります。

例を挙げますと、乳児死亡率などはセルが黄色く塗りつぶされているので達成している。それから、むし歯のない3歳児の割合、あるいは妊娠中の妊婦の喫煙率などは、ニコちゃんマークが付いていますので、これは改善傾向にある状況だということが分かるかと思っております。

一方、育児期間中の両親の喫煙率などは、まだ改善とはなっていないという状況になっております。

下に参りまして、この基本方針の課題については、妊産婦の情報の共有システムの利活用による虐待防止のための早期発見・介入が必要であると。食育の認知度は向上しているのですが、関心や実践につながりにくい。医師不足及び地域の偏在が課題である。県内地域の周産期専門医の確保が課題である。育児中の両親の喫煙率がまだ高いということを課題としておりまして、今後の取組の方向性につきましては、妊娠期から子育て期までのデータを市町村と情報共有できるシステムを構築する。食育実践支援及び食育推進に向けた普及啓発をしていく。地域医療推進学講座の設置事業の継続をしていく。妊産婦及び同居人の禁煙状況の把握、指導をしていくということで整理しているところでございます。

6ページをお開きください。

基本方針の3です。

基本方針の3は「安心して子どもを育てるために」です。

施策の目標は4点、幼児期の教育・保育などの推進。放課後子ども総合プランの推進。地域における子育て支援サービスの充実。仕事と生活の調和、ワーク・ライフ・バランスですけれども、この実現のための働き方の見直しをしております。

平成28年度におきましては、子育て女性の就職応援事業、あるいは三ツ星保育センター運営事業、満足度の高い保育環境推進事業とって25の取組を実施いたしました。

施策の目標指標ですけれども、男性の育児休業の取得率があと0.2%で目標に届くというような状況となっております。

課題につきましては、保育人材の確保及び保育の質の向上に向けた取組の一層の強化が必要である。子育て女性の再就職につながるような個別マッチングなど、細やかな支援が必要である。女性の推進には、イクボスの増加やワーク・ライフ・バランスの推進など、企業の理解が必要であるということとし、今後の取組の方向性としましては、保育所の処遇改善や保育サービスの充実に向けた認証評価制度の構築をしていく。子育て女性の再就職希望に対する個別支援、男性の家庭参画、育児参画、ワーク・ライフ・バランスの推進に関する企業への働きかけということで、方向性を整理しているところでございます。

7ページをお開きください。

施策の基本方針の4「特に支援が必要な子どもが健やかに育つように」です。

施策の目標は、子どもへの虐待防止対策の充実。様々な環境にあるお子さんへの家庭へのきめ細かな取組の推進。障害のあるお子さんへの支援の充実としております。

平成28年度においては、児童虐待防止対応力アップ事業。子どもサポートゼミ開催事業。発達障害者支援センター運営事業など、39の取組を実施しております。

施策の目標指標ですけれども、里親委託率、それから児童養護施設入所児童の大学等への進学が目標達成となっております。

課題につきましては、学習の機会が確保されていない取組が遅れている市町村への支援

が必要である。要保護児童に関わる関係機関職員の支援力向上のために継続的な研修が必要である。大学入学時の就学金のニーズが高いということですので、貸与の継続が必要である。発達障害者支援事業の効率的な支援というものが必要であるとし、今後の取組の方向性とし、県内全域でひとり親家庭など、学習支援を実施できる体制を促進していく。市町村が虐待の早期発見・早期対応ができる体制づくりを強化していく。引き続き、大学入学時奨学金の貸与を支援し、学ぶ意欲と能力のあるお子さんについては、その教育を確保して貧困の連鎖を解消していく。県内3か所に設置しております発達障害者支援センターにおける地域に密着したサービスを提供していくということで方向性を整理しているところでございます。

8ページをお開きください。

施策の基本方針の5「健やかに心豊かに育つように」です。

施策の目標につきましては、子どもの権利擁護の推進。命を大切にすることを育む環境づくりの推進。次代の親の育成の推進など、7つの目標を掲げているところでございます。

平成28年度におきましては、いじめ防止対策推進事業。若年者人材確保・定着促進事業。家庭教育支援推進事業。訪問歯科保健指導など、56の取組を実施しています。

施策の目標指標です。

学校が楽しいと思う児童・生徒の割合は、黄色で塗りつぶされておりますので達成。

一方、不登校児童生徒の在籍比は、改善されていないということになります。

基本方針の課題とし、新規高卒者の離職率が高い。スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの配置のほか、校内におけるいじめの組織的な対応が必要である。学校、家庭、地域全体で子どもを見守りいじめを防止するという気運醸成が必要である。それから、幼児期の生活習慣の実態に合わせた家庭教育が必要である。農山漁村における地域コミュニティの活性化や郷土理解が必要であるとし、取組の方向性としては、職場の定着に向けた若手職員の個別フォローアップの実施。スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの配置の拡充といじめの組織的対応の中核となる教員の資質の向上。学校・家庭・地域が一丸となったいじめ防止策。乳幼児期からの家庭教育の重要性の普及。農山漁村と連携して地域資源を活用した交流体験活動を実施するということで、方向性を整理しているところでございます。

9ページをお開きください。

基本方針の6「安全・安心な子育てをするために」です。

施策の目標は、子どもの安全の確保、子育てを支援する生活環境づくり、子どもの非行防止と健全な社会環境の形成となっております。

平成28年度におきましては、交通ルールの遵守と交通マナー向上推進事業。県民生活を脅かすサイバー犯罪への対処事業。煙からマモル環境整備事業。あんしん居住支援事業などの26の取組を実施いたしました。

ご覧のとおりなんですけれども、掲げております目標については、黄色く塗りつぶされてい

るので達成されているんですけども、まだ課題は残っているということでございます。その課題については、以下の4点で整理しております。

事業所における受動喫煙防止対策が必要である。少年によるネットを介した非行及び犯罪被害の増加が懸念される。子どもの交通人身事故は減少しているんですけども、高校生の自転車事故に占める割合というのは、まだ減っていない、横ばいであると。犯罪が発生しにくい地域づくりが必要であるということで課題を整理しまして、今後の取組の方向性については、親子の防煙対策のための空気クリーン施設の拡大促進をしていく。ネットの規範意識向上のための啓発をしていく。中学生、あるいは高校生に対する自転車のルール、マナーを伝達していく。町内会などによる自主的な防犯活動や見守り活動を活性化させていくということを今後の取組としております。

その他の資料のご説明もしたいんですけども。

(佐藤会長)

はい、どうぞ。

(事務局)

お手元でございます参考資料2-1、A3の横長になっているものんですけども、この資料は、今の資料3-1をコンパクトにワンペーパーにしたものでございます。

他に参考資料としてお渡ししている参考資料2-2、2-4というのは、これらの資料をまとめて、それを集約して、今、説明しました資料の3-1を作り上げているものでございます。

なお、参考資料2-2は、このプランの施策の目標指標と達成状況を縦長にして一覧としたものです。

それから、2-3は、プランの平成28年度の関連事業、資料3-1の個別の実施状況です。関連事業を全て網羅したものとなっております。

参考資料2-4ですが、平成29年度におけるプラン関係の新規事業をポンチ絵集としてまとめたものです。

後ほど、ご覧いただければと思います。

私からは以上です。

(佐藤会長)

続けて、3-2の方をお願いいたします。

どうぞ。

(事務局)

続きまして、資料3-2の方をご覧いただきたいと思います。

こちらの資料は、ただ今ご説明しました「のびのびあおもり子育てプラン 平成28年度報告(案)」のうち、人材確保、育成に係る取組としまして、青森県福祉介護人材確保定着グランドデザインに基づき実施している事業をまとめた資料となっております。

1枚おめくりいただきまして、まず、グランドデザインの概要について、簡単にご説明させていただきます。

資料の左側の1の策定の趣旨のところをご覧ください。

2025年には、団塊の世代が全て75歳以上となりまして、福祉・介護ニーズの増大、高度化、多様化が見込まれる中、安定的なサービス提供のためには、福祉・介護人材の確保・定着が必要です。

そこで、青森県としまして、行政、事業者、関係団体等の関係主体が一体となって取組を進めるための基本方針としまして、平成28年3月に「青森県福祉・介護人材確保定着グランドデザイン」というものを策定しているところでございます。

このグランドデザインにつきましては、基本理念としまして、資料の上にならべておられますけれども、事業所において「より魅力ある職場づくり」を進めることで、良質な雇用の場の増加と福祉・介護サービスの安定的な提供を進め、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らせる青森県を目指すことを掲げてございます。

グランドデザインでは、目指す姿としまして、福祉・介護事業者、それから福祉・介護従事者、そして県民それぞれの目指す姿を明示しておりまして、そのための推進戦略としまして、下の3つですね、参入促進、労働環境・処遇の改善による定着促進、そして資質の向上の3つを推進戦略として掲げて取組を進めていくこととしております。

左下の4の推進・点検体制をご覧ください。

このグランドデザインの推進・点検につきましては、高齢、児童、障害の各分野で設置する協議会等において、具体的な取組を検討するとともに、目標の達成状況や事業の進捗状況について、点検・評価を実施することとしておりまして、児童福祉分野につきましては、本青森県子ども・子育て支援推進会議において点検・評価をいただきたいと考えております。

次のページをご覧ください。

この資料は「のびのびあおもり子育てプラン」関連事業のうち、人材確保、育成に係る取組をまとめた資料となっております。

主な取組を幾つかご紹介します。

まず、参入促進としましては、1つ目、保育士修学資金貸付。潜在保育士の再就職準備金貸付ということで、平成28年度から実施している事業となります。

1つ目の保育士修学資金貸付につきましては、保育士養成施設の学生に対しまして、修学資金を貸付し、卒業後、県内の保育所等に5年以上、原則として5年以上勤務することによって、その貸付金の返還を免除し、保育士の確保、県内定着を図るという事業となっております。

昨年度は11人の方が利用しております。

また、潜在保育士の再就職準備金貸付につきましては、保育士資格を持ちながら、保育士として、現在、勤務していない方を対象に就職準備金を貸付するもので、同じく県内保育所等に2年間勤務することによって、返還免除される事業となっております。

それから、4つ目の青森県保育士・保育所支援センターの設置・運営ですが、このセンターにつきましては、平成27年9月に開設したものでございまして、保育士人材バンクを設置しまして、求人、求職のマッチングですとか、就職相談等を行っております。

平成28年度は、このマッチングによりまして25人の方が再就職につながっております。

ちなみに、開設からの累計ですと、現在までに57名の方が、このセンターを利用して就職につながっているという状況でございます。

それから、推進戦略2の労働環境・処遇改善等による定着促進の取組としましては、保育所等の管理者向け研修を実施しております。

それから、今年度、新たな取組としまして、現在、介護サービス事業所に対して実施しております認証評価制度を、保育、障害福祉分野にも、今年度、拡大して実施したいと考えております。

それから、資質の向上の取組としましては、保育士向けの研修を各種実施しておりまして、昨年度の実績でございますと、県内の約千人の保育士の方がこういった研修を受講しているという状況でございます。

これらの事業ですが、昨年度、一昨年から開始した事業ということで、まだまだ活用していただきたいと考えておりまして、29年度の取組の方向性としましては、事業の周知等に努めまして、更なる事業の活用と保育士の人材確保・定着に努めていきたいと考えております。

説明は以上です。

(佐藤会長)

はい、どうもありがとうございました。

ただ今、膨大な内容のものを非常に分かりやすく、しかし詳細にご説明いただきました。

プランの28年度の報告書(案)でございますが、どうぞ皆様の積極的なご意見を伺いまして、より良い報告書に仕上げたいと思っておりますので、どうぞご質問、ご意見、ご感想を。

2つのご報告がございましたけども、どちらからでも一括で構いませんので、どうぞご発言願いたいと思っております。

長尾委員。

(長尾委員)

子育て支援についてでありますけど。市長会では、地域の自治体の財政力格差によって、

子育て支援に対する差があってはならないということで国の方にそれを一律にというか、国全体で子育て支援をやるように要望書は出しておりますが、ただ、その消費税も上がらない中で、財源もないということで、国自体ではなかなか難しいのであろうと。県内の市町村の中にあっても、それぞれの自治体の取組によって子育て支援の違いはあります。その辺のところを、県ではどのような形で直すというのはあれなんだろうけども、やっていくお考えなのかを、まずは伺いたしたいと思います。

(佐藤会長)

事務局、よろしくお願いします。

(事務局)

子育て支援でいいますと、例えば、子どもの医療費の無料化とか、あるいは保育料の軽減とか、ということを目指しているのではないかと考えているんですけど。

その辺について、先ほど、委員の方からもお話がありましたけども、やっぱり県としても、全国一律の制度でやるべきではないかと。生まれた子どもさんが、その地域で生まれて格差があってはいけないということで、県としても、今までも度々、いろんな機会を通じて国の方に働きかけて参りましたが、引き続き国に要望していきたいと考えております。

(長尾委員)

そこまでしか言えないとは思いますが。

ただ、現実的に自治体によって、医療費無料化、小学校卒業までとか、まだ、入学前までのところもありますし、高校までというところもあります。

私共の市では、保育料も第二子から無料にしているんですけど、これは、財政的にかなり負担があります。

ただ、子育て、いわゆる出生率を向上させていく、出生数を多くさせていく中であっては、アンケートをとると、子育てにお金がかかるから2人目とかまでいけないというお答えがかなり多いことから、そういう施策を取らせていただいているんですけど、ただ、これはやっぱり、自治体間にあっては、どうしても違いが出てくるので、心苦しいところもあるんですけど、ただ、自分たちの地域をどういうふうにして子育てしやすい地域にしていくかとなると、一歩前に踏み出さないことには、国の施策を待っている段階では、なかなか進まないというのが現状ではないかなと思います。

そういう意味で、県と一緒にやりながら、国の方に要望は続けて参りたいと思っております。

あと、出生率のことに。1.42から1.48まで改善されたということなんですけど、その上のところのいわゆる婚姻率を見ますと下がっているんですよ。何かで見たような気がしたんですけど、出生率は上がっているんですけど、出生数は増えていないという現実が、

そこは違うんですか？そうですか、分かりました。

じゃ、ちょっと勘違いしてましたので、そのところは取り下げたいと思います。

あと、子育ての中で、いわゆる上司に子育て支援の若いお父さん、お母さん方が認めていただける企業を増やしていかなければならないということなんですが、私共も今年の4月に市としてイクボス宣言をやらせていただきました。というのも、うちの方、市役所の中で子育て休暇を取った人は今までゼロだったわけですから、何かと、それをやることによって若い世代の夫婦が子育て期、特に男性の育児休暇が取りやすいような体制というか、意識付けをしたいということもありましてやらせていただいたんですが。これは、市内の、市役所のみならず、市内の企業に対しても、企業連絡協議会等で働きかけはやっておりますが、県全体としてでも、やっぱり自治体への働きかけとか、あるいはまた企業への働きかけというのは、もっともっとする必要があるのではないかと思います、いかがでしょうか。

(佐藤会長)

事務局、よろしく願いいたします。

(事務局)

その点につきましても、働きかけが必要である、認知を進めていかなければならないという思いもありまして、一番最初にご説明させていただきました働き方改革の推進企業の認証制度について、参考資料の1の扉をめくっていただければ、あおもり働き方改革推進企業の認証制度の評価項目と評価基準というものが書かれてあるかと思うんですけども。

その中で、男性の家庭参画の中で、男性の育児休業の取得というのも評価項目にしているところでございます。

あるいは、男性の看護休暇取得といったところも評価項目にしているところでございます。

こういうところを企業の方たちにご覧になっていただいて、そういう取組を進めていただけるということの一助になっていければなと考えているところでございます。

(佐藤会長)

よろしいでしょうか。

その他。

ちょっとお待ちください。

熊谷委員。

(熊谷委員)

看護協会の熊谷です。

母子保健関係でご質問させていただきたいのですが。

そもそも、この見直しについては、結婚、妊娠、出産、育児の切れ目のない支援ということが大前提であります。

その中で、資料3-1の6ページにあります、子育てをする上で辛さ、不安、悩みを持っている人の割合というのが、平成25年に調査があります。その後の調査が、今、なされていない状況で、この時点で、どういう状況なのかと。分析等はなされて、この施策等もあっているとは思いますが、もしなければ、31年の目標に向かって、再度、まだ調査をなさると思うんですが、きちんとこの段階でどういう時期に、どういう対象がとか、そこら辺をきちんと調査項目として出して分析していただきたいなと思います。

その前のページの小児救急電話相談の割合につきましても、48.9%の活用がなされておりまして、それも24年当初の調査結果でありまして、そういうふうな不安解消のためにこの電話相談がどのように多くなってきたかとか、そういうことも今度の調査等に入れていただければと思います。

なかなか、このつながりを持った支援というのは難しいことは重々私も対応してきましたので分かっておりますが、実際、今回、この計画は、本当に総合的に、それぞれ縦割りで行われたことが横の串を刺されて、大変見やすくはなったし、また分かりやすくなっていると思うんですが、どちらかという、働き方改革的な、働く方とか、そちらの方がメインというか、母子保健の本来の本当に子育ての支援というところが少し薄いような感じがあります。これは、すべからく妊娠中から対応することによって、虐待予防にも、それから生活習慣予防にもつながっていくことですので、是非、早期からの対応をお願いしたいと思います。

この参考資料の2-3の4ページに切れ目のない親子支援の充実事業ということで、今年度、新規事業がございますが、この内容についてお知らせいただければと思います。

看護協会といたしましても、助産師職能と保健師職能、今回、青森県にも参画していただいて、一緒にやはり包括支援センターでの対応というところを見ていかなければいけないねということで、一回、シンポジウム的なことを開こうかなと思っていますので、この内容についてもご説明いただければと思います。

(事務局)

家庭支援グループの深堀でございます。

まず、前段の部分の指標等、31年度に向けての目標につきましても、ご意見、十分に心得て進めていきたいと思っておりますので、その辺は、また折に触れましてご意見をいただければと思っております。

それから、もう1つの切れ目のない親子支援充実事業のことですが、資料2-3の3ページ目を見ていただきますと分かりやすいかなという気がするんですけども。

こちらの方、中央のあたりにまず親子の情報のオンラインデータベース化というのがあると思いますが。こちらが、これまでも続けてきておりました妊産婦情報共有システムがあ

るわけですが、こちらの方は、医療機関、市町村、保健所、これを紙ベースでこれまで情報を共有するというシステムを持っておりました。

失礼しました。資料2-4でポンチ絵が沢山書かれている資料があると思いますが。

(佐藤会長)

参考資料の2-4ですね。

(事務局)

参考資料2-4の3ページです。裏表になっております。

では、もう一度説明させていただきます。

中央のところに親子の情報のオンラインデータベースの構築というのがございますが、こちらの方、これまで妊産婦情報システムという妊娠をされた方の関係になるわけですが、こちらの方の情報を医療機関、それから市町村、それと保健所で共有するシステムでございます。これをオンラインのデータベース、こちらで結ぶことによりまして、資料を共有していきましょうというシステム。また、これを積み重ねていくことによって、ある程度、時系列的に同じ方について、例えば、1人目、2人目ですとか、そういうことを整理できるようなシステムを作り上げていこうという、これが基本的にまず1つでございます。

もう1つ、それから左下の方になるんですが、子育て世代の包括支援センターの設置。こちらの方は、平成28年6月3日公布の「児童福祉法等の一部を改正する法律」におきまして、市町村は平成32年度末を目途にいたしまして、子育て世代包括支援センターを設置すると。こちらの方が、努力目標なんですけど、設けられたということもございまして、現在、県内に設置済みが2市町ということになります。まだまだ整備を進めなければならないということで、県の方で設置に向けた取組を支援しようということで、市町村の方にアドバイザー等を派遣いたしまして進めていこうというシステムでございます。

簡単ですが、以上になります。

(佐藤会長)

どうぞ、熊谷委員。

(熊谷委員)

そのアドバイザーという方は、どういう資格を持った方？

(事務局)

まだ委託契約が完了しておりませんので、ちょっと先走るかもしれませんが、現在、県の助産師会さんの方に委託する予定で進めているところです。

(熊谷委員)

それから、このオンラインのデータベース化に中核市も入るのでしょうか。

(事務局)

入ります。

数がちょっと多いので大変なのですが、お願いしてやっていく予定でございました。

(佐藤会長)

どうもありがとうございました。

では、櫛引委員。

(櫛引委員)

資料3-2の青森県の福祉・介護人材確保定着グランドデザインに基づく取組の中で、開いて資質の向上のところに職員の意欲・能力に応える育成体制の整備というのがあるのですが、具体的には、どういうことなのか、まずお聞きしたいと思います。

(佐藤会長)

よろしくをお願いします。

資料3-2の1ページ、資質の向上。一番下。

(事務局)

グランドデザインの概要の下の方ですね。

職員の意欲・能力に応える育成体制の整備ということですが、介護とか保育士で、施設に就職してから、自分の能力を研修等でキャリアアップをしながら段階的に給料もアップしていくというようなキャリアアップの仕組みをきちんと事業者の方に構築していただくということを支援していくという取組になっております。

将来的な自分の5年後、10年後を見通せることによって、職員の方が資質、自分の能力をアップしながら、長くその施設に勤めていただくということを目的としております。

(櫛引委員)

先だって、介護施設の方からお話をお聞きした時に、国の法律が変わって、その施策の資格の取りやすさも経験を積めば早くに取り入れられるようになったということもあって、今、高校を卒業して、すぐに未経験のままで介護施設に就職をしたいという、そういった方々も増えてきたというお話を聞きました。

介護施設では、当初、資格がない方を雇用すると、経営的に大変だというのがあったそうですが、今後は、やっぱり、今おっしゃったように未経験の方を育てていく。その介護施設

の中で育てて介護人材を増やしていくというのは、非常に大事であるというふうにお聞きしましたので、是非とも、協力的に希望を持たせて、結局、資格がないとなかなか昇給しないといいますか、働いている方が意欲を持たなくなりますし、段階を踏んで、その介護施設の中で、その施設の経営者も先頭に立っていろんな研修を受けさせたりして、受験の資格を与えていただいて、そして先が見える人材というものを育てていって欲しいなと思いますので、どうぞ、これからは力を入れていって欲しいなというふうに思います。

(佐藤会長)

重要なお意見ありがとうございます。

事務局、よろしくお願ひいたします。

その他。

前田委員。

前田委員の後、櫻庭委員に。

(前田委員)

県社協の前田でございます。

先ほど説明がありました28年度の報告書案の中で

(佐藤会長)

すみません、資料名とページを言っていただけますでしょうか。

(前田委員)

資料3-1、この中の7ページです。

施策の基本方針4というところですが、左側の方、平成28年主な事業の実施状況、そして児童虐待防止対応ということで、丸の下の2番目、県内里親、里親の問題も報告されているわけですが、今の子育てプランの中で、里親、そして里親に育てられている子どもたち。この子どもたちがどのようにこの計画の中で進められていくのかなという問題が1つあります。

実は、私の知っている範囲内では、ちょっと古いんですが、40年前に両親に捨てられて里親に育てられたという方がいて、その方は、3歳の時に両親に道路端にあるごみ箱のところに捨てられたと。その後、養護施設に入ったとは思いますが。

ある施設に、問い合わせをしたら、記録に残っていないと。こういうお話も実はありました。

その方は、一旦施設に入って、その後、里親に育てられたというお話はしているんですが。小学校に入ってから、40年前ですから、いろんなこともあったと思う。いわゆる虐待にあって、小学校を5回変わったそうです。そのため、里親が変わるたびに小学校も変わるとい

う。そういうお話も聞かして。

ですから、ここにもありますように、里親の研修等も行っているようではありますが、今は、それから40年も経っていますので、そんなことはないとは思いますが。子育てプランの全般の中で、里親の子どもたちをどう監視ではないんですけども、里親を指導していくのかという、そういうこともあるだろうし。

その小学生の頃、虐待されて裸足で学校に行ったということもあったそうです。学校の先生が里親を呼んで、いろいろお話をして、それから履物を履かせて学校に行ったという話。

たまたま、その人と、この春にちょっとしたきっかけで、ちょっとの時間でしたけどもお会いして話を聞いたということもありましたので、そういう里親に育てられた子どもたちが、子育てプランの中でどう進められていくのかなということにちょっと気になっておりますので、これからは、今の里親の皆さんは、本当に親身になって子どもを育てて、小学校、中学校、高校という形でやっているようでありますので、その辺も含めて、何かお考えなどがありましたらよろしくお願ひしたいと思います。

(佐藤会長)

よろしくお願ひいたします。

(事務局)

お答えします。

まずは、里親については、青森県に登録してもらうことになるんです。登録してもらうにあたっては、必要な研修、子どもを養育、専門として養育していく上での研修を受けていただいた上で登録するというシステムになっています。

登録した後も、それからお子さんが委託になった後も青森県で里親支援事業というものをやっていますので、そこで必要な研修を受けていただいたりとか、里親さん同士の研修会をやっていたりということで、いわゆるレベルアップといいますか、向上に努めていただくということにしています。

そこで里親さんたちの養育力を確保するとともに、養育委託になった、実際のお子さん、里親さんの家で生活されるお子さんについては、例えば、学習機会の保障とかという意味では、高校とかに行くにあたって、例えば、塾に行くための経費とかを計上させていただいていますし、子どもの貧困の対策の方でも盛られた予算で大学に行くための経費とか、入学金の経費とかということも計上させていただいておりますので、いわゆる社会的な養護を持って養育されてきたお子さんだからといって、例えば、高校で大学に行くのを諦めなければいけない。中学で高校に行くのを諦めなければいけないというふうなことにはならないようにということで、大人になっていってもらえるようにということで進めているところでございます。

(前田委員)

ありがとうございます。

(佐藤会長)

どうもありがとうございます。

では、櫻庭委員。

(櫻庭委員)

資料3-1の4ページ、婚活の話です。

ここに、課題ということで、市町村における広域連携が必要だとか、あるいは企業間の連携というお話がございました。

実は、いろんな婚活の取組の中で、先ほど、長尾市長さんもおっしゃっていましたが、婚姻率が意外と伸びていないんじゃないかと。出生率が伸びても婚姻率が伸びないということは、2人目、3人目が生まれているかも分かりませんが、実際に結婚している人は、思った以上に増えていない。その関係が、商工会議所の中でもいろいろ議論になってまして、まず1つは、小規模事業者の方は、なかなか結婚適齢期でも出会いの場がない。同じ職場の中では難しいということで、そういう人たちが働きながら結婚しようとする、なかなかそういう世話役的な人がいないので、なかなか結婚適齢期になっても結婚ができないということで、こういう婚活の場を使ってやっていこうとするんですけど。

実は、婚活の場でなかなか出会いができないと、3回目、4回目という、やっぱりさすがにもう行きたくない、参加したくない。同じ顔ぶれでお会いしても、結局、チャンスは繋がっていかないんですね。

そういう意味では、段々参加者が減ってきているという話がきています。婚活活動の中で出会いの場を求めても、同じところでやっても、結局、何回やっても無理だということで諦めてしまう。

そういう意味で、結構やられているのは、広域でやったら、また別の方と出合いできる可能性があるのと、いつも同じ人が来ているということで、見られるのが嫌だという方もいらっしゃるわけですね。

そういう意味で、市町村の広域でやられるとか。あるいは、企業同士でも、ちょっと離れた場所でやるとか。そういうことを、これは市町村のレベルではなくて、やはり県のレベルで何か考えていただかないと、例えば、東青地域全部でやってみるとか。あるいは、場合によっては、弘前市と青森の企業とが一緒になってやるとか、というようなことがどこかで場を提供するような働きかけをしないと、最後に、やっぱり婚姻率を上げていかないと、折角勤めて、働いて、いざ出産までもっていきたくとも、なかなか結婚できないという、結婚を諦めてしまうという方がまだまだいらっしゃる、そういう意味で婚姻率を上げるためには、いろんなことをやらなくちゃいけない。

最初の左側の数値は、非常に伸びて、赤い数字が伸びていますけども、それが頭打ちにならないようにするためには、いろんなことを今から対策を打たなくちゃいけない。ここに、この課題で書いてあるので、何か具体的に市町村間の連携ですとか、あるいは広域での連携ということをお考えなのか。あるいは、これからの対策の中で検討される方向というのがあるのか、教えていただければと思います。

(佐藤会長)

なるほど、よろしくをお願いします。

(事務局)

順にお答えしていきますと、合計特殊出生率が伸びているんだけど、結婚の率が伸びていないというのは、結婚された方は1人目、2人目と出産されるんですけども、結婚しない人も多いということで、この数値になっているんだろうなという予測が立つかと思います。

あとは、企業間婚活のことを先生、おっしゃっていただけなんですけど、実際、こちらはあおサポの方の運営をしているんですけども、あおサポでもなかなか企業の登録が増えていかないというところが、こちらもジレンマというか、あるんですけど。それを増やしていこうという取組はいろいろと考えています。

例えば、実際にやっているのは、企業に対してセミナーを打って、そこで認知率を高めていくというふうな取組はしています。櫻庭先生のおっしゃった東青、広域でやってみたらいいのではないかとといった意見もいろいろ取り入れながら、これから、そういったものが増えるようにということで考えて、工夫していきたいなと考えております。

(佐藤会長)

ありがとうございます。

橋本委員。

(橋本委員)

ありがとうございます。

同じく資料3-1の8ページですけども、要望と質問をいたします。

まず、指標が学校が楽しいとか不登校とかいじめ問題の解消というふうに、学校、教育委員会ベース、学校からあがってくるようなものになっておりますけども。課題と今後の取組の方向性のところでは、学校、家庭、地域全体で子どもを見守り、いじめを防止する気運醸成という形で書いてありますが。学校では一生懸命やってもらわなきゃこれは困る話ではあるんですけども、やはり地域とか家庭における子どもの関わり方というようなところでのソーシャルボンドといいますか、結び付きとか、繋がりとかを強めていくということも非常に大事だと思っております。

ですから、学校でいじめ防止の様々な対策をやっていただくとしても、やはり、この課題を解決していくというのは、例えば、放課後とか、あるいは土日とか、学校以外の時間で子どもが本当に楽しく健全に自分の生きる様々な活動ができるというところを、どうにかして県の施策としてやっていただけないかなというのが1つ要望でございます。

それから質問ですが、同じく課題のところにも新規高卒者の離職率が高まっているということが、一番先の課題に出てきている。これがこの基本方針の5の健やかに心豊かに育つよというこの中で、どのような形で第1の課題になっているのか。分析はどのようにこれからされて、どのような課題解決のために方向性というか、それをどうお考えなのかを伺いたいと思っております。

(佐藤会長)

いかがでしょう、事務局お願いいたします。

(事務局)

まずは、要望につきましては、工夫させていただきますということです。

それから、新規高卒者の離職率が高まっているというところなんです、これそのものが各関係課から出されてきました課題の整理に基づいてやっているところでございます。

その健やかに心豊かに育つよというところに入れましたのは、最後の、施策の目標の最後のところに、学校、家庭、地域の連携強化による社会全体の教育力の向上というところに絡めてというか、捉えまして、ここに入れさせていただくということで整理したものでございます。

(佐藤会長)

どうぞ。

(橋本委員)

大事な指標、大事なことではあると思うんですね。やはり、高卒者が本当に充実して仕事を楽しくというか、青森県で根付いていくということが、子育て環境も安定してできていくということでは繋がっていくとは思いますが。何となく、飛び過ぎているような気がするのは、私だけでございましょうか。

(佐藤会長)

この辺のところ、いかがでしょうか。

これがどう健やかに心豊かに育つよということと、この課題がどういう関連があるのかと。関連があるということで挙げられた第1の課題、第1か第2か分かりませんが、挙げられているんですが。なかなか関連を掴みにくいというご指摘だと思います。

(事務局)

ここの、健やかに心豊かに育つように、施策の中に若年者の就職意識の醸成とか啓発活動を推進していくんだというの取組の中にも含まれているというのもありまして、それと併せて盛り込んだというところでございます。

(佐藤会長)

この辺のところは、改めてご検討いただければと思います。

はい、どうぞ、菊地部長。

(菊地部長)

今の橋本委員からのご指摘、なるほどなと、パッと見た時にこの項目の座りがあまりよくないんじゃないかなというご指摘でもあるなと思います。

今日、様々ご意見をいただいた中で改めて感じますのは、少子化対策というのは、従来、健康福祉部、特に児童福祉を扱います、こどもみらい課が所管してきていますけども、主に健康福祉部が対応できるというのは、自然減対策としての少子化対策ということで、先ほど、長尾市長からも合計特殊出生率のお話がありましたが、合計特殊出生率も分子と分母の関係ということから見ますと、分母の子どもを産むことができる女性の数、ここが相対的に減っている中で、合特の数字としては、いったようなことからしても、この少子化対策というのは、社会減対策というものを相当しっかり意識していかないと、地域全体としての対応ということは見込めないということが言えると思います。

今回、健康福祉部サイドの方から働き方改革に取り組む企業を応援していきましょうということで、新しい施策を立ち上げていますが、これ自体も、健康福祉部だけでは、勿論ありませんので、教育庁もそうですし、それから商工部門もそうですし、それと青少年・男女共同参画、イクボス宣言なんかも対応しています、環境生活部の青少年・男女共同参画課、そういった政策を担っているところと併せて、県土整備部ですとか、全庁をあげた取組ということが必要になってきております。

そういうことの中で、健康福祉部サイドの方から、働き方改革応援の認証制度といったようなことも立ち上げさせていただいておりますので、その辺の意識をより資料の中でも強く持つ中で、この辺が一番最初に出てきたと。

これは、勿論、商工労働部、労政、労使サイドの方からも課題として挙げていただいておりますので、そういったことを問題意識としてより高くもっていこう、強くもっていこうというような表れとして課題の一番最初に置かれたのではないかと、私自身も思っております。

ご指摘のとおり、項目の座りというのは、しっくりこないところもあるかもしれませんが、全体的な対応といった中で、こういうことも大変重要な課題なんだという捉え方が必

要なんだろうと感じております。

以上でございます。

(佐藤会長)

その他、すみません。

西川委員、どうぞ。

(西川委員)

NPO法人コミュニサーあおもりの西川と申します。

先ほども何度か皆さんからも出ているところも、私、見ながら考えていたんですけども。

やっぱり、出会いサポートセンター、資料3-1の4ページですね。出会いサポートセンターの事業。実は、私共も昨年関わらせていただいて、いろいろ一緒にやらせていただいて、今年は、ちょっと、少し外れるような形になったんですけども。実際に出会いサポートセンター、前の運営が変わる前から登録団体として、やり取りさせていただいている中で去年、新しい運営団体になって、そこもずっと一緒にやりながら見させていただいていた状況でした。なので、凄く見えるところが逆にあった部分もあったんですけども。

まだ、私たち、婚活のイベントを始めて、私自身5年になります。同じ協賛団体というか、その方とお話する機会も沢山ありまして、情報交換している中で、5年前、私たちが立ち上げた婚活というものが青森の中で結構頻繁になってきた時から、今になって、大分参加者の意識とか参加の仕方とかも変わってきているね、という話が凄く出ていました。

まず、先ほどもおっしゃっていたとおり、私たちも感じるところが、婚活ということ自体、あと出会いの場を求めること自体に諦め、そして自分自身の自信とか、要は収入とかそういうものもあると思うんですけども、自分の時間が無くなるという声も、凄く、若い方から聞こえています。

という意味も含めて、ちょっと諦めに近いようなところの言葉が凄く参加者の方から聞こえていました。

あと、それ以前の適齢期層よりもっと若い、要は大学生とか、若い方も結婚にあまり興味がないと。結婚することで、自分の時間が、自分のお金が減ってしまうという言葉が凄く聞こえる時代になったなということを実感しています。

やはり、開催しているイベント、私たちも自治体さんも今凄く頑張っていますし、県でも去年、いろいろ出会いの場を作ってきました。私たちもやっていますし、各団体、いろんな出会いの場を実際、やってはいるんですね。凄く増えているのも現実なんですけど、参加者を集めるのが凄く苦勞しているというのが、年々顕著になってきているような気がします。

首都圏とかの婚活を見ていると、1万円、1万幾らでも参加する方が沢山いらっしゃるのが現実なんです。職業とか、そういうものもあると思うんですけど。

ただ、青森の方、出会いサポートセンターの会員だけでも、今、千8百超えましたかね。

凄く沢山の方、県内の方が登録しているんですけども、何でそんなに沢山の方が無料で登録しているのに集まらないのかという疑問がずっと去年もありました。

無料だから登録しているという声も実際、聞こえていましたし、高く参加料を取ると、やっぱり青森の方、さっきいろんな意味で全国一律で国とか首都圏に合わせてという話が出ましたけども、やはり地域格差というのが、ここにも凄く影響をされていて、お金が要はないから、高い婚活だと出会いの場が欲しいのに出れないというお話も凄く、やっぱり低所得者の方は聞こえます。あと、女性が減っているという部分に関してもそうだと思うんですけど、やはり、今、全部、いろんなところが繋がっているなというふうに感じるのが大学とかに出て行く子どもたちが、今、女性が凄く多い。実は、うちの娘も今年4月に東京に行きました。帰ってくるような方向で話はしていますけども、そういうご家庭が実際、凄く多いんじゃないかな。女性が、大学、4年の大学に行く、地方から出て行くのが当たり前という時代になったなど、NPOをやっていて、それを実感しました。

なので、女性がいないとか、男性陣が若い方が自信を持ってない。それからお金が無いから、それは収入なので仕方ないと思うんですけど、じゃそういう方が出てくるための場というのを考えていかなければならないなという部分を凄く思っていたんです。それは、民間だけではどうにもならないところじゃないかなと。じゃ、仕事を増やせばいいとか、収入を増やせばいいというところも勿論、前から出ているところなんですけど、それってなかなか難しいことだと思いますので、例えばですけど、市町村なんかでやっているところは、

(佐藤会長)

すみません、短めに。

(西川委員)

はい。

援助をして安く参加できるふうにしったりしているんですけども。そういう部分を県でも考えていただくとか。

例えば、出て行った子どもたちが帰ってくるというところを、課が違うかもしれませんが、そういうところを県で考えていただいて。例えば、奨学金を借りていたら、帰って来たら凄くメリットがあるよ。じゃ帰って来て、特に女性は、というようなところを県の方で考えていただくとか、そういうことをお願いしたいなと、凄く、去年1年一緒にあおサポの活動をしていて実感したところでした。

あと、もう1個、すみません。

9ページ、子どもの安全自転車とか、ネットの方ですね。こちらの方なんですけども、自転車の、高校生の自転車の事故が凄く多いというふうに書かれているんですけども、私も、実際、去年、高校生の親だったので、それを何度も聞きました。ただ、高校生だけが悪いというよりも、やっぱり道路の整備がちゃんとしていない。高齢者は逆にルールを守らなくてぶつか

っちゃった。お子さんが歩く歩道がきちんとなくてぶつかったというお話は、凄く、実際に聞こえておりましたので、そういう高校生の自転車のルールとかを周知するというのを授業に入れるとか。ネットの使い方、ネット上の歩き方を授業に入れていただくとか。そういうことも実際やって欲しいなと、ずっと思っておりましたので、やはり全体的に高校生だけとか、お子さんだけとかというのではなくて、広く県の方でも子どもたち、それから大人にも、小さいお子さんにも対応していただけるように考えていただきたいなということを思いましたので、それをお願いしたいと思います。

すみません、長くなりました。

(佐藤会長)

いえいえ、的確な実態をお教えいただいております。

その他、後藤委員。

(後藤委員)

いいです。

(佐藤会長)

いいですか。

じゃ、渡邊委員。

すみませんが、時間があれですので簡潔にお願いいたします。

(渡邊委員)

人材確保は、よく人材育成の体制がまず不可欠だと言われている中で、県の方が保育所等の認証評価制度というところを始められるというのは、私は非常に嬉しく思います。

今まで、とかく他とは差をつけないことを美德としていたり、または、園児獲得のために差をつける経営というか運営をされていて、それが逆に保育者を追いこんでいったようなところが、自己矛盾も抱えていた中で、今度はしっかりとした人材育成体制だとか、確保策を打ち立てているところにきちんと今度は県の方でお墨付きをつけていただくというふうな仕組みというのは、非常に良い刺激になるのかなと思っています。

あと1つ、質問ですが、資料3-1ですが、5ページ、平成27年度の実績について少し。28年度と若干ずれるんですけども、右側の達成、赤い字の達成状況の中で、子どもを、下の方に子どもを虐待していると思う親の割合が平成26年度と比べて10倍くらいにドンと数が増えているんですね。これは、調査方法が変わったからこういう、これほどの、ある意味、ショッキングなデータというか、結果が出ているところは、どういう訳なのかなって。

一般の育児されている方々の意識が変わって、自己犠牲だとか、様々な意識の中で反省も含めてこういうふうな、何と言うんでしょうか、積極的に自分をこれじゃいけないんだって

評価した結果なのか。これ、少し気になっていました。

それからもう1つ、これは要望なんです、この同じ資料の一番最後なんです、9ページになりますけども。空気クリーン施設についてですけども、できればこのタバコの害というのは、幼い子どもの、例えば、発達障害だとか、食物アレルギーだとか、妊産婦さんがタバコを吸うことによって、そういうふうな遠因というか、遠い誘発因子にもなっていると言われていまして、できればこういったキャンペーンを家庭にも広げるような取り組みとか、もう既に妊産婦の喫煙率の低下というふうな取組も様々、母親教室なり何なりでやっているとは思いますが、「我が家はタバコを吸わない一家です」みたいな、そんな、何かそういうようなキャンペーンをしていただけると、それも当然、小学校だとか、学校だとか、保育所だとか、幼稚園だとかと一体的になってやれば、もっともっと意識が深まってくるのかなって。

子どもたち、今、「タバコ」って言わないんです。「うちのママ、アイコス吸っている」って言うんですよ。「アイコス」って。私、吸わないので、確か「アイコス」って、蒸気で吸うようなやつ、それは、タバコと何ら変わらないんだよってというふうなところも意識化させていくような取り組みに期待しています。

虐待のところ、少し説明していただければ。

(佐藤会長)

虐待の質問事項について。

(事務局)

この数字、私もちょっとすみません、持っていないので後でお調べしてからお答えできればと思います。申し訳ありません。

(佐藤会長)

では、後藤委員。

(後藤委員)

2つばかり、意見と質問と言いますか、ご提案と言いますか。

資料3-1の3ページの体系なんですけども。感想ですけど。

とりあえず1、2、3の順番で打っている、これはこのとおりの、優先順位がこうだということではないというのは重々承知なんですけども。例えば、基本的にこれを並行的に進めていくということなんでしょうけども、まず、3、4と6というのは、ある程度カテゴリーが同じような状況なので、子どもを育てる環境がまずありきで子どもを産みたいなと思、また、それであればという、成功している地域さんなんかは、そういう形だと思うので、例えば、注力するにあたって、プライオリティをどうするのかという、それは同じぐら

いの力量でいくんでしょうけども、その辺のところもちょっと考えながらというところを1つ念頭に置きながら、育てるためにというところで、この資料の3-2のページめくったところの、先ほど、榎引先生のお話にもあったように、資質の向上の部分なんです。この資質の向上がキャリアパスとか、資格の取得とかというところに目的があってしまうならば、そこがゴールとするならばというところなんです。

資格というのは、目標ではなくて手段だと、私は思っているんです。対人のお仕事というものに関しての資格というのは、まあまあそういうような知識、技術があるよというところを担保できる部分の証明書的なものであって、それをどういうふうにも有効に使うかというところが資質になってくると思うんです。

私がちょっといろんな絡みで、勿論、自分の仕事の部分もあって、子どもの、対子どもの、対人のお仕事の職員さんとか。あとは、老人関係ですよね。介護関係の方々、職員さんとか。あとは、障害の方の職員さんとか。いろんな、そこにタッチする方々とちょっと関わっていく機会があるんですけど。最終的に資格があっても資質的にどうなのかという。例えば、表情だったり言葉づかいだったり、接する感じだったりとか、というふうなものがあります。それは、若いからとか、年配、キャリアがあるからということではなくて、というところ。

逆に資格が無くても、この人、物凄く実は対人のお仕事の天才なんじゃないかというぐらいの、そういう方もいます。

ですので、これが、資格がやっぱり目的ではなくて手段として、それを担保できるものなんだという。なので、この資質の向上のところを打ち出す時に、グランドデザインを打ち出す時に、その概念、考え方でやってしまうと、資格を取っているからということだけで対人の部分の資質的な部分というか、資質、クオリティの部分ですよ。そこがスポイルされてしまう可能性があると思うので、それはちょっと頭に入れておいてもらいたいというのが1つ。

それとあとは、参考資料のどこにあたるのか、ちょっと、今あれなんですけども。

県内の保育士養成、これが、今度、人材確保の方に行くんですけども、県内の保育士養成校に対しての県内の有効求人倍率が1.8、1.9ぐらいだという数字が出ていたんです。その、確か上の方に、そういう養成校の学生の県外流出というか、県外就職の割合が40%ぐらいと出ていたと思うんです。

これは、県内の1.8ということで、県内は出ていたんですけど、この前、ちょっといろいろ仕事の関係上、各学校さんに行っているいろんな話を学生にさせてもらっているんですけども。職員さんと学校の先生と話をした時に、県内じゃなくて、県外も合わせると、今、大概きているところは、有効求人が5点何%だという話だと。しかも、県外の保育士なんかは、保育士、介護も含めてですけども、県内よりも早くに求人が来ていると。5月連休明けの時点でもう県外の方、特に都心部なんかはどんどん来ているという話です。

それで、さっきの30何%が出ていくという話をやって、先ほどちょっと言った母数の関

係で学生の講義をするのに行くんですけども。

(佐藤会長)

すみません。質問の要点をはっきりと。

(後藤委員)

数を見ると物凄く学生が少なくなっているというのが明らかなんです。

要は、保育士になりたい、こういうふうな職に就きたいと思っている県内の子どもたちが少なくなっている上に県外流出が多くなっているということは、県内の確保数が少なくなっていて、更に県内1点何%というところの求人、パイの取り合いをするという話になっていくんです。

ということは、この人材確保という、このところでは、県内だけではなく、県外も含めて、さあどうするか、という話になるんですけども。そういう時に、県として打ち出すところというところは、ここに書いてあるように、例えば、金銭的なインシティブのところというふうなところは、厚労省の方から処遇改善が提案されていますけども、そうなった時に、自治体の方もやっぱり財源としては、国が全部ではなくて負わなきゃならない部分がありますよね。そういうふうになった時に、そこのところも含めて、何か手を打てるような構想というか、構図というか、イメージがあってできているものなのかどうかというところですよ。その財源なんかも含めてですよ。なかなか難しいと思うんですけど。

(佐藤会長)

もし、お考えがあれば。

(事務局)

保育士の処遇改善、賃金改善につきましては、今年度から国の制度として、相当拡充しておりますが、今年度更に改善されていくものと考えておりますが、それは全国一律の制度ということでの賃金改善ですので、先ほど委員がおっしゃられたように、県外と青森県との競争みたいな形になって、構図ができてしまっているような状態にあります。

ですので、県としましては、県内で育成している保育士数というのは、毎年、大体500人前後と一定数おりますが、それをいかに県内の保育所等に勤務していただけるかというような施策を展開していくということが必要だということで考えております。

そういうことで、今年度の新たな取組としまして、認証評価といいまして、各事業所がそうやって処遇の改善ですとか、勤務環境をいかに、例えば、休みやすい環境ですとか、働きやすい環境にいかに努めていただけるかというところを県が一定基準で評価することによって、他県の、施設等の差別化を図って県内の保育所に就職していただけるような環境を作っていきたいというふうに考えております。

(佐藤会長)

沢山、ご質問があらうかと思いますが、もう 1 件事項が残っておりますので、先に進ませていただきます。

審議事項の 2 番目の子ども・子育て支援事業支援計画の中間見直しについて、ご説明願います。

(事務局)

資料 4 に入る前に、先ほどの幼稚園の数、訂正させていただきます。

29 年 4 月 1 日時点の青森県内の幼稚園の数ですけれども、認定こども園に移行している、幼稚園型認定こども園が 27 か所、それから幼稚園のままで新制度として運営している幼稚園が 34 か所、それから新制度に移行せずに旧制度のまま運営している幼稚園が 25 か所でしたので、訂正させていただきます。

それでは、資料の 4 をご覧ください。

青森県子ども・子育て支援事業支援計画の中間見直しについてということです。

この計画につきましては、子ども・子育て支援法に基づきまして、市町村、それから都道府県がそれぞれ 5 年を 1 期として定めている計画でございます。

青森県では、この資料の真ん中の図にありますとおり、「のびのびあおもり子育てプラン」の一部として計画を策定してございます。

お手元の資料の参考資料の 3、一番最後になりますか。参考資料の 3 をご覧いただきたいと思えます。

一番最後の方に付けている資料になります。

これが、「のびのびあおもり子育てプラン」のうち、子ども・子育て支援事業関係の事業の部分抜粋したものになります。これをちょっとめくっていただきまして、下の方に 31 ページという、最後のページですかね、ございます。これが、この子ども・子育て支援事業支援計画の中核となる部分でございまして、保育所ですとか、認定こども園とか、幼稚園の今後の見込み、5 年間の見込みとそれをどうやって確保していくかという計画になります。これは、市町村計画の積み上げた数字がこの計画になっております。

それから次のページが、地域子ども・子育て支援事業、様々、例えば、延長保育ですとか、一時預かり事業、病児保育事業とか様々ございますけれども、これも 5 年間の計画として、市町村が目標を定めたものの積み上げた数字ということになっております。

これが、今、ご説明している子ども・子育て支援事業計画の中核となる部分でございます。

今回、この計画につきまして、資料 4 にお戻りいただきまして、2 のところですね。国の基本指針におきましては、この計画につきましては、計画で定めた量の見込みと実績が大きく乖離している場合には、計画を見直ししなさいということを示されております。

また、見直しのタイミングとしましては、計画期間の中間年を目安として行うこととされ

ておりまして、今年度、平成29年度が丁度中間年ということになっております。

そして、計画具体的な考え方につきましては、内閣府の方から今年の1月に作業の手引きというものが示されております。

また、6月にその改訂版が示されたところです。

そのポイントを次のページにまとめておりますので、ご覧ください。

この赤字の部分が6月に改定されて追加された部分になっております。

今年の6月2日に国の方から「子育て安心プラン」というものが公表されております。これは、国の方で待機児童解消加速化プランというものをこれまで実施しておりましたけども、全国的に待機児童の解消が進まないということを受けて、6月に新たなプランを公表したものでございます。

このプランに基づいて、今後、基本的に3年間で待機児童の解消を目指すということと、それから、女性の就業率の増加に対応できるような保育の受け皿を整備するということを目標に掲げているプランでございます。

このプランを受けて、今回、こういった子育て安心プランとか、女性の就業率の向上を踏まえた上で、計画を見直しするよというふうな手引きの内容となっております。

実は、3月から4月にかけて市町村に見直しが必要かどうかというような調査を行っております。その結果をまとめたのが、次のページの資料になります。

現段階で計画の見直しが必要かということの調査なんですけども、1つ目として、教育・保育の量の見込みの見直し検討状況ということで、これが保育所とか認定こども園の量の見込みですね。実態と計画上で乖離があるかどうかというところを観点に調査を行ったものでございます。

これでいきますと、灰色の部分、子どもの実績値が計画で見込んでいた数字よりも10%以上の乖離があるということで、20の市町村が見直しを検討しているということです。

それから、既に計画で定めた数字よりも、もう既に保育所等の整備を進めているというところが1市町村。それから、乖離はないんですけども、市町村判断で見直しが必要と考えているのが4市町村。見直しの必要はないというところが15市町村ということになっております。

県全体としましては、概ね計画どおり保育所や認定こども園の整備が進んでいるというふうに考えておりますが、市町村によりましては、一部、待機児童が発生しているというところもございまして、あるいは、全体としては足りているんだけど、0歳児の定員が足りていないとか。部分、部分を見ますと、まだ計画どおり進んでいないというところもございまして、そういったところを県の方としましては、重点的に対応していく必要があるというふうに考えております。

それから次のページで今後の方向性になるんですけども。下の図のスケジュールをご覧くださいと思います。

国の方で、夏ごろに基本指針の改正を行うとしております。これを受けまして、県、それ

から市町村の方で本格的な計画の見直し作業に入る予定としております。

その計画の見直しにあたっては、県の中ほどにありますけども、市町村の担当者会議というものを開催することを予定しております。その中で市町村計画の進捗に、適正な見直しとか、進捗の管理につきまして、県の方で指導・助言を行っていきたいと考えております。

また、こういった見直し作業を経まして、今年度中に各市町村が計画の見直し案を策定します。それから、それを受けまして、県の方としましても、先ほど、参考資料の3で市町村計画のとりまとめということでご説明してはいたしましたが、そういったところをとりまとめた上で、本推進会議で2月頃に第2回目を予定しておりますけども、そちらで内容をお示ししてご審議いただきたいというふうに考えております。

説明は以上です。

(佐藤会長)

ただ今、ご説明がございましたように、この支援計画の中間見直しの内容、それからスケジュールについてご報告がございました。

また、それについては、2月の会議で示されるということですが、特にご質問等ございましたら。

こういう方向で見直しを行うということでご了解いただきたいと思います。

それでは、最後になりますけども、今後のスケジュールについて事務局からご説明願います。

(事務局)

資料5、A4の横長の資料、1枚分けてありますけども、それでご説明したいと思います。

1番上の段の子ども・子育て支援推進会議、7月18日、本日が第1回の推進会議の開催となっております。報告書に基づきましてご意見をいただいたところがございます。

これを踏まえまして、中間の段に参りまして8月4日の金曜日に推進本部を開催いたします。報告書を作成して公表と、次年度に向けて取組を進めて参りたいと思います。

また、後村の方から説明がございましたが、第4四半期の2月にもう一度推進会議を開催したいと考えておりますのでよろしく申し上げます。

以上でございます。

(佐藤会長)

それではよろしいでしょうか。

皆さんから沢山ご意見をいただいたお陰で、非常に活発な会議になりました。

しかし、私、急かせるような発言を何度もしてしまって申し訳なく思っておりますが、お許しいただきたいと思っております。

それでは、進行を事務局の方にお返ししたいと思います。

(司会)

佐藤会長、どうもありがとうございました。

閉会にあたりまして、菊地健康福祉部長から御挨拶申し上げたいと思います。

(菊地部長)

最後に一言御挨拶をさせていただきたいと思います。

大変活発な御審議、また貴重な御意見を沢山いただいたというふうに感じております。

お話を伺わせていただきながら、2点、感じさせていただきました。

1点は、橋本委員からの御質問の際にも少しお話をしましたが、やはり少子化対策というものは、従来、健康福祉部が担ってきた自然減対策に併せて、社会減対策ということも総合的に対応していかなければ駄目だという意味では、県庁全体、県庁の部局横断、また組織的な横断といったことをしっかりやっつけていかないと、ということで、まさに県庁力が問われていく。併せて県庁という組織だけではなくて、市町村、関係団体、地域の総合力が問われていくものなんだなということを改めて実感をさせていただきました。それが1点です。

もう1点は、行政というのは、公平性ということが大前提でありますけども、その公平性の制約ということに我々チャレンジをしていかないとと思います。

特に、既にスタートしている介護制度に続き、事業所の認証評価制度が今年度スタートしておりますが、保育所、そして障害者のサービス事業所、こちらについても、今年度中に認証評価制度を立ち上げ、その制度を運用していきたいと思います。

従来、行政サービスは一律公平にといった部分について、特定の基準、一定の基準にしっかり取り組んでいるところは、行政としてもそこは認証していきましょと。そういうところに行政としてもいろんな支援をし、かつ応援をして、将来のある人が、そういったところに集まってしっかりとした人生設計をもって、この青森県で暮らしていけると。そういうことに行政として後押しをしていかないとと思います。

そういった中で、これも行政だけでできる部分ではありませんので、そういった認証制度を是非個々の事業所、また法人等が活用して、自ら人を大事にして、良いサービスを地域の中で提供していくという個々の企業のガバナンスということもしっかり個々の事業所が取り組んでいただければというふうに思います。

そういったことを、皆さんの御意見を伺わせていただきながら、感じさせていただきました。

今回、御審議をいただいた「のびのびあおもり子育てプラン」の報告書については、8月4日の庁内の本部でも御報告をさせていただきますし、また、この計画の推進ということに、今日いただいた御意見を是非参考にさせて我々、またしっかり取り組んでいかないと、というふうに思っております。

本日は、長時間にわたって御審議をいただきありがとうございました。

私からの御挨拶とさせていただきます。

(司会)

皆様、大変お疲れ様でございました。

以上をもちまして、平成29年度第1回青森県子ども・子育て支援推進会議を閉会いたします。

どうもありがとうございました。

〈終了〉